

令和5年度第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月5日（火）13時45分～14時25分
2. 開催場所 東金市役所5階 会議室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第3号 農用地利用集積計画について
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 7件
5. 出席委員 13名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、
10番市原勉、11番齊藤ひろ子、13番秋山美徳、14番片岡孝、
15番戸田敏一
6. 欠席委員 6番篠崎輝武、12番子安明宏、
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第9回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、11番齊藤委員と13番秋山委員を指名します。両委員、宜しく願いいたします。
また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。
また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。
それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い

します。本日の議案は、3議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、3件、議案第3号、農用地利用集積計画についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年11月29日午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斉藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1から3につきましては、関連しておりますので、一括して秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号1から3につきましては、関連しておりますので、一括して説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上谷字南沼、中之島の農地、合計2,079平方メートルです。申請理由は、いずれも譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を見たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号4につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、東中字折戸の田、705平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻を予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を見たしており、必要な書類も全て整っていることから、問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号5につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号5について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、求名字陳雲の畑、現況田、165平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は当該農地が袋地のため、譲受人は自分の土地と一体で耕作できるためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しています。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。譲渡しの対価がゼロ円のため、本人に確認したところ、そのとおり贈与で間違いありま

せんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を見たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1から3は同一譲受人のため、一括してご説明いたします。申請番号1から3は、いずれも売買による所有権移転の申請です。場所は、番号1が上谷の飯島寺の北西、約400メートルに、番号2及び3が上谷三区公民館の南、約800メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、売買することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号4は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、豊成小学校の南東、約1.5キロメートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。

3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号5は、贈与による所有権移転の申請です。場所は、求名駅の北東、約500メートルに位置しています。譲渡人は袋地で耕作しずらいため、譲受人は隣接する自己の農地と一体で耕作できるため、贈与することとなったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いします。

11番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転

を伴う転用の申請です。申請地は、滝沢字コウノスの畑、1,203平方メートルの農地です。転用の目的は、太陽光発電施設の設置です。11月29日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。また、隣接地の方へも説明をしており、事業計画書、資金計画書など申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字堀之内の畑、393平方メートルの農地です。転用の目的は、賃貸住宅長屋1棟の建築です。道路面以外にコンクリートブロックを設置することで土砂の流出を防止します。排水については、汚水は、合併浄化槽を設置し、西側の既設U字溝を経由して北側水路へ放流します。雨水は、浸透枳を設置し、敷地内処理をする計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、家徳字上南の現況畑、2筆、合計373平方メートルの農地です。転用の目的は、貸駐車場で13台の予定です。隣接地は無いに等しいと思われま。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、滝沢青年館の北東、約650メートルに位置しています。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号2は、親子間の贈与による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金警察署の南東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、賃貸住宅長屋1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関

からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

申請番号3は売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金アリーナの東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、貸駐車場用地です。

本件駐車場は、周辺住民及び付近の託児所に貸付けるものです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれ、かつ土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農用地利用集積計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和5年第12次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第12次農用地利用集積計画」についてお諮りします。本件は、利用権の設定が26件、面積合計が74,554平方メートル、所有権の移転が6件、面積合計が18,551平方メートルで、利用権設定の内訳としましては、5年のものが12,086平方メートル、10年のものが62,468平方メートルとなっています。

1ページが基盤法による5年の利用権設定の管理台帳、2ページから5ページが提出のありました各筆明細書になります。5-1番から4番は福岡の認定農業者への新規貸し付け、5-5番は正気の認定農業者への新規貸し付けとなっています。6ページ、7ページが基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、8ページから24ページが提出のありました各筆明細書になります。10-1番から4番は5-5番と同じ正気の認定農業者への新規貸し付け、10-5番は田間の農業者への新

規貸し付け、10-6番は嶺南の農業者への貸し付けの更新、10-7番は大和の認定農業者への新規貸し付け、10-8番から19番は大和の認定農業者への新規貸し付け、10-11番、12番は押堀の水準到達農業者への貸し付けの更新、10-13番、14番、15番、17番は押堀の農業者への貸し付けの更新、10-16番は九十九里町の農業者への貸し付けの更新となっています。25ページが中間管理機構を介しての5年の利用権設定の管理台帳、26ページから27ページが機構より提出のありました各筆明細書になります。5-5番、6番ともに認定新規就農者の農地所有適格法人への貸し付けとなりまして、農地法3条から中間管理機構への切り替えとなります。営農計画は露地野菜（サツマイモ）で、先日の産業祭にも出店し、焼き芋の販売を行っていました。28ページが中間管理機構を介しての10年の利用権設定の管理台帳、29ページが機構より提出のありました各筆明細書になります。10-18番は豊成の農業者への新規貸し付けとなっています。30ページが所有権移転の管理台帳、31ページから36ページが提出のありました各筆明細書になります。1番の買受者は嶺南の認定農業者で、本件土地は育苗ハウスを設置している自己所有の土地と道路の間にあり、所有権移転後は一体的に利用する計画です。2番の買受者は福岡の認定農業者で、これまで耕作を委託されていた土地を譲り受け、所有権移転後も引き続き耕作する計画です。3番から6番は複数の地区で営農している認定農業者の農地所有適格法人で、現在耕作している農地の近くで既に離農している者から耕作を頼まれたとのこと。所有権移転後は田については水稲、畑については落花生を作る計画です。なお、一部荒れている畑については1年以内に耕作を開始する計画です。37ページから44ページには利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しておりまして、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われま。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページから10ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。10月26日から11月25日までに受付した案件は3件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の11ページをお願いいたします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。10月26日から11月25日までに受付した案件は2件です。いずれも双方合意による貸借の解約です。

議案書の12ページから13ページをお願いいたします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。7件の照会があり、現地調査を11月8日と11月22日に実施いたしました。調査の結果、照会番号3については、雑草が繁茂しているものの通常の農耕機械で耕作が可能となる状態であると判断し、「農地」で回答し、その他は農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和5年12月5日